

| | |
|------------|---|
| 件名 | 民法改正の周知について |
| 受付日 | 令和7年9月29日 |
| ご意見・ご提案の概要 | <p>離婚後の親子断絶を経験し、共同養育の正確な周知の重要性を痛感している。</p> <p>岐阜県公式ホームページに法務省のホームページにある「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」へのリンク（バナー又はテキスト）を設置してほしい。</p> |
| 県の考え方 | <p>今回の民法等の一部改正は、離婚後の子の養育に関するルールが大きく変わるものであることから、県民のみなさんへの正確な情報提供・周知が重要と考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、岐阜県公式ホームページのひとり親家庭に関するページ内に今回の民法等の一部改正のページを掲載するとともに、法務省ホームページへのリンクを設定しました。</p> <p>今後も引き続き、ひとり親施策の充実に努めてまいります。</p> |
| 担当課 | 子ども・女性部 子ども家庭課 |